

令和 3 年 6 月 8 日現在

機関番号：32636

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2018～2020

課題番号：18K01660

研究課題名（和文）韓国における外国人労働者受入れが非正規雇用労働者に与える影響分析

研究課題名（英文）Analysis for the impact of accepting foreign workers in South Korea on non-regular workers

研究代表者

高安 雄一（Takayasu, Yuichi）

大東文化大学・経済学部・教授

研究者番号：20463820

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,100,000円

研究成果の概要（和文）：研究成果の概要（和文）：本研究では、韓国を事例として、自国の労働者と競合することを避ける仕組みを備えた制度の下で外国人労働者を受け入れた場合においても、外国人労働者は自国の非正規雇用労働者と代替関係となるのか、それとも代替関係となるのか、マイクロデータによる分析、産業に対する実態調査を通じて明らかにした。

分析の結果、自国の労働者と競合することを避ける仕組みを備えた制度の下で外国人労働者を受け入れた韓国では、総じてみれば外国人労働者は韓国人の非正規雇用労働者と代替関係にあるものの、造船業など一部産業では外国人労働者と韓国人の非正規雇用労働者が補完関係になっていることがわかった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

韓国の雇用許可制の下で、外国人労働者と自国の雇用、特に非正規雇用との関係が依然として代替的なものにとどまったのか、あるいは補完的なものとなったのかにつき検証した結果、総じてみれば依然として代替関係にあることがわかったが、産業によっては補完関係となっていることがわかった。この成果は、今後の日本における外国人労働者受入れ制度の改善の検討にも寄与することが期待できる。

研究成果の概要（英文）： In the case of South Korea, although foreign workers are accepted under a system equipped with a mechanism to mitigate competition with domestic workers, however, in this study, foreign workers are non-regular workers in their country of origin. To clarify whether this represents an alternative relationship, this study applied an industry analysis using micro data and a fact-finding survey.

The analysis demonstrated that in South Korea, foreign workers are generally replaced by non-regular Korean workers. Although there is a relationship, it was found that in some industries, such as the shipbuilding industry, foreign workers and Korean non-regular workers have a complementary relationship.

研究分野：韓国経済

キーワード：韓国 外国人労働者 非正規雇用労働者

1．研究開始当初の背景

(1)韓国政府は、2004年8月、外国人労働者が自国の労働者と競合することを避ける仕組みを備えた雇用許可制を導入し、本格的に外国人労働者の受け入れを始めた。外国人労働者を受け入れた場合、外国人労働者が自国の労働者と補完的であれば、自国の雇用に影響を与えない一方で、代替的であれば自国の労働者と競合するため、雇用の減少をもたらす。韓国の雇用許可制の競合を避ける仕組みが十分機能していれば、外国人労働者が自国の労働者、特に非正規雇用労働者が補完関係となることが期待できる。

(2)外国人労働者の受け入れが自国の雇用などに与える影響については、影響がないと結論づけた研究（例えば、Ottaviano and Peri. *Journal of the European Economic Association*, 2012）がある一方、雇用悪化や賃金低下が生じるとした研究（例えば、Aydemir and Borjas. *NBER Working Paper Series*, 2006）も少なくない。しかし、これら研究は、雇用許可制のように自国の労働者と競合することを避ける仕組みが備わった制度下での外国人労働者受け入れの影響は扱っていない。韓国の雇用許可制の下での外国人受け入れの影響については、イ・キュニョン 他（韓国労働研究院 研究報告書, 2011<韓国語文献>）のように自国の労働者の雇用や賃金に影響を与えないと結論づけた研究がある一方で、キム・ジョンホ（韓国開発研究院 政策研究シリーズ, 2009<韓国語文献>）のように、自国の労働者の雇用減少や賃金低下につながったとした研究もある。しかし、いずれの研究も、雇用許可制が備えている競合を避ける仕組みにより、外国人労働者と自国の雇用、特に非正規雇用との関係が依然として代替的なものにとどまったのか、あるいは補完的なものとなったのか分析していない。

2．研究の目的

(1)韓国の雇用許可制のように、受け入れる外国人労働者が韓国人労働者と競合することを避ける仕組みが備わっている制度の下で外国人労働者を受け入れている国は少ない。さらに、韓国でも雇用許可制が備えている競合を避ける仕組みにより、自国の雇用、特に非正規雇用との関係が依然として代替的なものにとどまったのか、あるいは補完的なものとなったのかについて研究が蓄積されていない。よって、本研究では研究が蓄積していない外国人労働者と自国労働者の競合を避ける仕組みを備えた制度の分析を行うことを目的としている。

(2)なお、日本においては、本研究の開始当初、外国人労働者の受け入れが検討されている状況であり、2016年9月27日に開催された「働き方改革会議」でも、安倍首相より、本会議で取り上げるテーマのひとつとして、「外国人材の受け入れの問題」が示された。一方、2004年5月に行われた「外国人労働者の受け入れに関する世論調査」によれば、単純労働者の受け入れは認めないと回答した者の40.8%が「不況時には失業が増加するなど雇用情勢に悪影響を与える」と回答した。日本において一部業種における人手不足は深刻であり、その解決策として外国人労働者の受け入れが選択肢となるが、日本人労働者への影響に対する懸念がある。そこで、外国人労働者と自国労働者の競合を避ける仕組みを備えた韓国の雇用許可制の下で、外国人労働者と自国の雇用、特に非正規雇用との関係が依然として代替的なものにとどまったのか、あるいは補完的なものとなったのかにつき検証することは、日本における外国人労働者受け入れの是非にかかる議論、受け入れる場合における制度設計の検討にも寄与することが期待できた。

(3)また、日本においても、本研究が開始された後である 2019 年 4 月に新たな在留資格である「特定技能」が導入され、本格的に外国人労働者の受入れが始まった。しかし日本が導入した制度では韓国のように外国人労働者が自国労働者と競合することを避ける仕組みが備えられているとはいえず、日本人労働者への影響に対する懸念がある。そこで、外国人労働者と自国労働者の競合を避ける仕組みを備えた韓国の雇用許可制の下で、外国人労働者と自国の雇用、特に非正規雇用との関係が依然として代替的なものにとどまったのか、あるいは補完的なものとなったのかにつき検証することは、今後の日本における外国人労働者受入れ制度の改善の検討にも寄与することが期待できる。

3．研究の方法

(1)マイクロデータの分析より、雇用許可制の下で、外国人労働者と自国の雇用、特に非正規雇用との関係が依然として代替的なものにとどまったのか、あるいは補完的なものとなったのかを検証した。

(2)産業に対する実態調査により、雇用許可制の下で、外国人労働者と自国の雇用、特に非正規雇用との関係が依然として代替的なものにとどまったのか、あるいは補完的なものとなったのかを検証した。

4．研究成果

(1)外国人労働者の待遇からみた外国人労働者と韓国人非正規雇用労働者の関係

韓国で受け入れられている外国人労働者の待遇を、在留資格が非専門就業（E-9）である者に絞り、「2017 年移民者在留実態および雇用調査」のマイクロデータで調査した。調査結果は以下の通りである。第一に外国人労働者の特性である。外国人労働者は若手を中心であり、中年層は少なく高齢層はいない。学歴については高卒が多いが大卒も少なくない。小卒や中卒の割合は小さく、比較的高学歴である。居住地域はソウル圏が多いが、半分程度は地方に分散している。韓国での滞在期間は、最初に認められる滞在期間である 3 年を超える者が半数を超える。就業する事業所の規模は、従業員数 10～29 人の割合が高く、5～9 人がこれに続くなど、総じて小規模な事業所で就業する者が多い。そして、就業する事業所が分類される産業は、鉱工業で就業する者の割合が高かった。

外国人労働者の待遇について所得に関する待遇では、月平均所得が 100 万ウォン未満の者はおらず、200 万ウォン以上 200 万ウォン未満、200 万ウォン以上 300 万ウォンの 2 つの所得階層に大半の者がおさまっている。2 つの所得階層を比較すれば、200 万ウォン以上 300 万ウォンの方が半分を超えるなど若干割合が高い。所得が 200 万ウォン以上 300 万ウォンの階層は、外国人労働者の平均的な労働時間働いた場合、時給が最低賃金よりある程度高い水準から 2 倍の間にあることを意味する。つまり外国人労働者の半数以上は最低賃金すれすれで働いているわけではなく、最低賃金の 2 倍まではいかないまでも、最低賃金よりある程度高い時給で働いていることがわかった。

以上の結果から非正規雇用労働者との関係が代替関係といえるのか補完関係といえるのかについて考察した。まず外国人労働者は高齢者がおらず、非正規雇用が多い韓国人の高齢労働者とは競合は生じない。ただし外国人労働者は比較的高学歴であり、韓国の非正規雇用労働者が比較的低学歴が低いことに鑑みれば、韓国人の非正規労働者と競合することも考えられる。さらに外国人労働者は従業員数が少ない事業所で雇用される傾向にあるが、韓国人の非正規雇用労働者も

従業員数が少ない事業所に雇われる傾向にあるので、代替関係にあるといえる。また外国人労働者の賃金水準は、最低賃金すれすれまでは低くないものの、最低賃金の 2 倍に達する者は少ない。よって賃金のゾーンで考えても、外国人労働者は韓国人の非正規労働者と競合する。これらを総じてみると、外国人労働者は韓国人の非正規雇用労働者と代替関係にあるといえる。

(2)造船業で働く外国人労働者と韓国人の非正規雇用労働者との関係

造船業で働く外国人労働者に焦点を当て、造船業が主要産業である慶尚南道巨濟市などで実態調査を行うことなどで分析した。具体的には、三星重工業、雇用労働部統営事務所などで実態調査を行ったとともに、労働研究院、産業研究院などの研究者より包括的な見解を聴取した。その結果として以下の結果が得られた。

第一に、造船業において雇用調整の対象となる造船企業の社内協力社技能職について、韓国人労働者のみが顕著に減少するといった傾向は確認できなかった。2015 年から 2017 年にかけて造船業の不況が深刻化したが、その間、造船企業の社内協力社技能職は 53.9%減少した。このうち外国人労働者の減少率は 48.8%、韓国人労働者は 54.3%であり、外国人労働者も大きく減少している。また造船企業別にみても、韓国人労働者が外国人労働者と比較して大きく減少するといった動きは見られなかった。

第二に、造船所に対する実態調査から、造船業が不況に陥った時期に、外国人労働者と韓国人労働者が競合することで、韓国人労働者の就業機会が減少するといった現象が見られなかった。造船所に対する実態調査を行った結果、韓国人労働者と競合しない作業に就く外国人労働者は、造船所で働く外国人労働者全体の 58.0%を占めた。また、その他の作業について、政府による職場の適正配置が容易な在留資格で就業している外国人労働者は、造船所で働く外国人労働者全体の 25.4%であった。つまり、調査対象となった造船所の数値から判断すれば、韓国人労働者と競合しにくい外国人労働者は全体の 80%以上に達した。

その結果、造船不況により造船業における雇用は減少しているが、外国人労働者が他の産業に移った結果、外国人労働者が韓国人労働者。特に非正規雇用労働者の雇用を奪うといった問題は生じていないことが明らかになった。

また昨年度、造船所で勤務するの外国人労働者について現地調査を行ったが、今年度はその結果をとりまとめ、韓国造船海洋プラント協会の資料もの数値データなども加味したうえで、2015 年以降の造船業の景況悪化時に外国人労働者を受け入れていたことに起因して、韓国人の非正規雇用労働者の就業機会が失われたのかにつき考察した。その結果、2015 年以降に造船業は不況に陥ったが、①造船業において外国人労働者と韓国人の非正規雇用労働者の間に競合が生じて韓国人労働者の就業機会が減少したといった事実は確認できなかった点、②韓国の外国人労働者受入れ政策は、韓国人を雇用することが難しい作業を外国人労働者が行っている点があった。以上を考慮すれば、外国人労働者と韓国人の非正規雇用労働者は補完関係になっており、造船業を見る限り雇用許可制はうまく機能していることがわかった。

(3)農業で働く外国人労働者と韓国人の非正規雇用労働者との関係

韓国の農業における外国人労働者と韓国人の非正規労働者の競合の程度などにつき、統計庁の農業センサスのマイクロデータを用いて分析し、以下の結果を得た。基本的には農業で働く韓国人労働者は非正規雇用労働者である。

まず、どのような特性の外国人が農業に従事しているか分析した。第一に、農林水産業で就業する外国人労働者の在留資格をみると、「非専門就業 (E-9)」の割合が他の産業と比較して突出

して高い。第二に、農林水産業で就業する外国人労働者は、他の産業とは異なり韓国系中国人は少なく、ベトナムあるいはカンボジアを国籍とする者が多い。

これらの結果は、農業のみならず水産業なども含んだデータから導き出したため、幅を持って解釈する必要があるが、農業については、雇用許可制が外国人受け入れのための制度として重要な役割を果たしていること、ベトナムやカンボジアといった農業国からの受入れが多いことがわかった。

次に、どのような特性を持つ農家が外国人労働者を雇用しているかである。第一に、経営形態別に見ると、全農家戸数に占める割合が高い、水稻、路地果樹、露地野菜、露地食糧作物は、外国人を雇用している農家の割合が低い。そして、全農家戸数に占める割合が1%以上である経営形態のなかでは、施設野菜、養豚を中心とした畜産の外国人雇用割合が比較的高いことが明らかになった。第二に、施設野菜農家、養豚農家ともに、外国人を雇用している農家の経営規模が大きいたことが確認できた。さらに経営規模が大きくなるほど、外国人を多く雇用することもわかった。

これらの結果は、雇用期間が3カ月以上である外国人労働者の数のみ把握可能な「農業総調査」から導き出したため、農繁期に一時的に雇用する外国人労働者が除外されている点には留意が必要である。3カ月以上という雇用期間の制約は付くものの、経営規模の大きい施設野菜農家や養豚農家で、外国人労働者を多く雇用していることがわかった。そして農業で働く韓国系労働者は非正規雇用労働者であることに鑑みれば、経営規模の大きい施設野菜農家や養豚農家で外国人労働者と韓国系労働者が競合していることがわかった。

(4) 農業で働く外国人労働者と韓国系労働者の非正規雇用労働者との関係

韓国の農業部門は外国人労働者を積極的に受入れている。これは雇用労働力需要が高まるなか、農村より都市、第1次産業より第2次産業が選好されており、農業部門が韓国系だけで労働力需要を満たすことが難しくなっているからである。農業部門における韓国系労働者の雇用は非正規がほとんどであり、農業部門においては外国人労働者の受入れが韓国系労働者の非正規雇用労働者と競合する可能性が高い。

そこで労働者を雇用している農家に焦点を当て、どのような特性を持つ農家が外国人労働者を受入れる傾向があるのか、主に地域差に着目して分析した。分析は5年に1度行われる農家に対する悉皆調査である「農業総調査」(2015年調査)の個票データを利用して、プロビットモデルにより行った。被説明変数を外国人の雇用有無、説明変数を営農形態と地域として分析を行った結果、基準とした地域と比較して、外国人労働者を雇用する確率が78.1%高まる地域から、同確率が15.8%低くなる地域までであるなど、地域差の存在が明らかになった。

そして地域差が生じた理由につき近郊都市へ交通利便性といった特性に着目して考察を加えた結果、すべての地域に当てはまるわけではないが、都市から遠く韓国系労働者が通うことが期待できない地域において、外国人労働者を雇用する確率が高く、都市に比較的近いため韓国系労働者が通いやすい地域において外国人労働者を雇用する確率が低いという傾向を見出すことができた。この結果から、農業部門においては、韓国系労働者の非正規雇用労働者が就業しにくい地域においては外国人労働者が雇用され、韓国系労働者の非正規雇用労働者が就業しやすい地域においては外国人労働者が雇用されていないことがわかった。よって、この観点からは外国人労働者と韓国系労働者の非正規雇用労働者は代替関係にあることがわかった。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 高安雄一	4. 巻 50
2. 論文標題 韓国の外国人労働者受け入れ政策に関する考察 - 造船業を中心に -	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 地域学研究	6. 最初と最後の頁 309-322
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 高安雄一	4. 巻 33
2. 論文標題 韓国における韓国系中国人の就業実態に関する考察	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 経済研究	6. 最初と最後の頁 1-12
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 高安雄一	4. 巻 17
2. 論文標題 韓国の農業における外国人労働者の雇用に関する考察	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 韓国経済研究	6. 最初と最後の頁 37-50
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 高安雄一	4. 巻 16
2. 論文標題 韓国で受け入れられている外国人労働者の待遇および家族への送金に関する考察 - 非専門就業ビザによる入国者を中心に -	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 韓国経済研究	6. 最初と最後の頁 1-14
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 高安雄一
2. 発表標題 地域特性が韓国農業の外国人労働者雇用に与える影響にかかる考察
3. 学会等名 日本国際経済学会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 高安雄一
2. 発表標題 韓国の外国人労働者受入れ政策に関する考察 - 造船業を中心に -
3. 学会等名 日本地域学会
4. 発表年 2020年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
連携研究者	塚崎 裕子 (Tuskasaki Yuko) (70334638)	大正大学・地域構想研究所・教授 (32635)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------